

感染症の予防及びまん延防止のための指針

大潟村地域包括支援センター

(令和 6 年 3 月)

この指針は感染予防・再発防止対策及び集団感染事例発生時の適切な対応など、大潟村地域包括支援センター（以下「事業所」という。）内における感染予防体制を確立し、感染症の予防及びまん延防止を目的に定めるものである。

1. 感染症の予防及びまん延防止のための基本的な考え方

事業所における感染症の予防及びまん延防止のために必要な措置を講じる体制を整備し、職員の安全を確保するために必要な対策を実施する。

2. 感染対策委員会について

事業所内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における利用者及び家族等への適切な対応を行うため、感染対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- （１）委員会の委員長は管理者が務める。
- （２）感染対策担当者（以下「担当者」という。）は保健師が務める。
- （３）委員は地域包括支援センター職員、その他管理者が必要と認める者で構成する。
- （４）委員会は定期的（年１回以上）かつ必要に応じて担当者の招集により開催する。開催にあたっては、関係する職種、取り扱う内容が相互に関係が深い場合には、事業所が開催する他の会議体と一体的に行う場合もある。
- （５）委員会の検討事項は次の通りとする。
 - ① 感染症の予防対策及び発生時の対策の立案
 - ② 感染対策に係る指針、マニュアルの作成に関すること
 - ③ 職員を対象とした感染予防研修の実施に関すること
 - ④ 利用者、職員の健康状態の把握
 - ⑤ 感染症発生時の対応及び報告
 - ⑥ 感染対策実施状況の把握及び評価

3. 職員研修について

職員に対し、感染症対策の基礎知識の周知徹底を図るとともに指針に基づいた衛生管理と衛生的なケアの励行を目的とした研修を行う。

- （１）新規採用者に対して、採用時に感染対策の基礎に関する教育を行う。
- （２）全職員を対象に、定期的な研修を年１回以上行う。
- （３）外部で実施されている研修への参加や、その他必要に応じて研修を実施する。

4. 訓練について

事業所内で感染症が発生した場合に、迅速に行動できるよう、発生時の対応を定めた本指針及び研修内容に基づき、全職員を対象に年１回以上の訓練を実施する。

内容は、役割分担の確認や、感染対策をした上での支援の演習などを実施するものとする。

る。

5. 記録の保管について

委員会の開催記録等、感染対策の研修及び訓練等地域包括支援センターにおける感染対策に関する諸記録は適切に保管する。

6. 平常時の対応について

- (1) 事業所内の衛生管理として感染症の予防及びまん延防止のため、日頃から整理整頓を心がけ、換気、掃除、消毒を定期的に行い、事業所内の衛生管理、清潔保持に努める。
- (2) 職員の標準的な感染対策として、職員は、感染症の予防及びまん延防止のため、検温、手洗い、手指消毒、うがいを行う。
- (3) 村の関係部署、保健所、医療機関等関係機関との連携体制を構築する。

7. 感染症や食中毒の発生時の対応について

- (1) 感染症や食中毒（以下「感染症等」という。）が発生した場合や、それが疑われる症状が生じた場合には、以下の手順に従って対応する。
 - ① 職員が感染もしくは感染が疑われたときは、速やかに状況について把握し、管理者へ報告する。
 - ② 管理者は、報告を受けた場合、職員に必要な指示を行う。
 - ③ 村の関係部署、保健所、医療機関等関係機関と連携し、必要な対応を行う。
- (2) 職員は感染症等が発生したとき、又はそれが疑われる状況が生じたときは、拡大を防止するため速やかに以下の事項に従って対応する。
 - ① 発生時は、手洗いや排泄物・嘔吐物の処理を徹底し、職員を媒介して感染を拡大させることのないよう、特に注意を払うこと。
 - ② 感染者または感染が疑われる利用者の居宅を訪問する際には、訪問直前に使い捨ての予防着、マスク、手袋を着用する。また訪問後は速やかに使用した予防着等をビニール袋に入れ、常備しているアルコール消毒液で手指消毒を行うこと。
 - ③ 利用者の感染が疑われる際には、速やかに関係機関に連絡を入れサービス利用の調整を行うこと。
- (3) 感染症等が発生したときは、必要に応じて、職員への周知を行う。
- (4) 報告が義務づけられている感染症等については、速やかに行政監督庁及び保健所へ報告し、指示を仰ぐほか、今後の対応について相談する。

8. 指針の公表について

本指針は常時閲覧可能とし、事業所内に備え付けるほか、村のホームページにも掲載す

る。

9. その他

本指針は、委員会等において定期的に見直し、必要に応じて改正するものとする。

附 則

本指針は、令和6年4月1日から施行する。